

■発行日 平成16年12月1日 第175号

暴 迫 協 速 報

各 賛 助 会 員 様

財団法人熊本県暴力追放協議会

熊本市水前寺6丁目35番4号

電 話 096-382-0333

FAX 096-382-0346

E-mail kumamoto-b@gold.ocn.ne.jp

架空請求型市民対象暴力犯罪にご注意ください！**いかなる請求も…振り込む前に…当協議会へご相談を！！**

これまでも再三ご注意くださいですが、依然として、おれおれ詐欺、架空請求詐欺、融資詐欺の被害が後を絶ちません。本年中の県内での被害が数億円となっています。

これらの犯罪は、善良な市民を相手にプリペイド式携帯電話、架空口座、個人情報三点セットにして悪用し、匿名性をいいことにすさまじい勢いで増加を続け、ますます悪質・巧妙化しつづけています。また、これらの犯罪者の背後には暴力団組織の存在が指摘され、警察も匿名性（相手がわかりにくい）のため捜査には困難を極めているようです。このため、騙されて振り込んだ後では被害の回復が著しく困難になりますので、公共料金等従来から請求明細付きで請求がきていた以外の、いかなる請求がきても相手には絶対に連絡せず、お金を振り込む前に当協議会に遠慮なくご相談ください。

～ご家族、近隣、親戚、友人、知人みんなで注意しあってこれらの犯罪の被害に遭わないようにしましょう～

～事故事件等で示談が先行することはありません～

当協議会にはたくさんの相談が寄せられていて、いろいろなケースを承知していますので電話でのご相談で構いません。

有料アダルトサイト等の情報料等をかたった架空料金請求トラブル**～巧妙化する架空料金請求にご注意下さい～**

「利用した覚えのないインターネットの有料アダルトサイト利用料の高額な請求がメールで送られてきた。支払う必要があるか。」「もしかしたら利用したかもしれないが、請求金額があまりにも高額で、支払う必要があるか」といった相談が全国的に増加しつづけています。このような請求を受けた場合には、以下のことにご注意ください。

*基本的な注意事項

1. 利用していないのであれば、支払う必要はない。

2. 記載されている連絡先に不用意に連絡しない。
 3. 氏名や住所などの個人情報には教えない。
 4. 悪質な場合は、当協議会か警察に相談する。
*「もしかしたら利用したかもしれない」という場合の注意事項
 5. 請求する者が本当の権利者であるかどうか、注意する。
 6. 債権の譲渡人（アダルトサイト運営者等）から債権譲渡した旨の通知が事前に利用者に届いていなければ、債権譲渡を受けたと称する者に応じる必要はない。
 7. 有料アダルトサイト利用料等は、サービス法に定める特定金銭債権に該当しないので、債権管理回収業者は回収できない。
 8. 携帯電話などで支払いを請求してくる場合は、利用明細など請求の根拠をその場で問いただし、これらが示されない場合には支払いには応じない。
 9. 消費者契約法で、年14.6パーセントを超える延滞料金を支払う必要はない。
 10. 単にアクセスただけで契約が成立することはない。
- *このような架空料金請求は一段と巧妙化してきています。詳細は当協議会に早めにご相談ください。

暴力団にみかじめ料を提供した産廃会社 専務を背任罪で逮捕

～ みかじめ料 計20億円?～

栃木県内の産業廃棄物処理会社の専務が、指定暴力団住吉会系組長に「みかじめ料」1億円を提供したとして、11月15日、埼玉県警に商法の特別背任の疑いで逮捕されました。同専務は、「売り上げの半分、毎月約5000万円を払う約束をした」と供述しています。同県警は、同会社が住吉会側に4年前から計約20億円を渡していたものとみて、その詳しい経緯を追求することとしています。警察庁によると、産廃業者から暴力団への資金提供に背任罪を適用したのは全国初ということです。みかじめ料の提供を受けていた組長は昨年12月、埼玉県内の住吉会系組事務所、別の組長に射殺されており、同県警は射殺された組長についても、被疑者死亡のまま特別背任の共犯で書類送検する方針です。

第21回植木町暴力追放町民大会が盛大に開催される

去る11月9日、植木町生涯学習センター文化ホールにおいて、植木町青少年育成町民会議（議長・町長 富田元利）主催の、第21回植木町暴力追放町民大会が町民約500人を集め盛大に開催されました。大会では議長、来賓の挨拶のあと、暴力追放に取り組む決意を述べた大会宣言が朗読され、満場の拍手で採択されました。同大会には、講師として県弁護士会民事介入暴力対策特別委員会委員の原田信輔弁護士が「暴力団と金融犯罪」という演題で講演を行い、ヤミ金融、おれおれ詐欺、システム金融、融資詐欺等の実態と暴力団との関係や、これらに対する対応、法的な対策等について参加者に詳しく話され、大いに意義ある大会となりました。なお、大会の後、町内を2つのコースに別れて山鹿署のパトカーを先頭に暴力追放のパレードを行い終了しました。当協議会からは、専務理事が出席し、パンフレット・ステッカー等を渡して支援しました。

使用者責任で、五代目山口組組長の賠償責任が確定！！

暴力団抗争を警戒中に対立組員と間違われ、山口組系組員に射殺された京都府警の警部（当時44歳）

の妻と子供3人が、山口組トップの渡辺芳則組長ら4人に約1億6400万円の損害賠償を求めた訴訟の上告審で、最高裁第二小法廷（北川弘治裁判長）は、渡辺組長の上告を退けました。これにより、渡辺組長の使用者責任を認めて賠償を命じた二審・大阪高裁判決が確定することになりました。

* 平成14年9月、一番京都地裁判決は、渡辺組長の使用者責任を否定したが、大坂高裁は昨年10月、「対立抗争は組織の維持拡大という事業に密接に関連し、実行犯らとの間には実質的な指揮監督の関係があった」と判断し、同組長や実行犯ら4人に計8000万円の賠償支払いを命じた。

◆ 暴力に関する困りごとは、早めにご相談ください。

相談電話 096-382-0333 (無料・秘密厳守)

◆ 熊本市役所出張相談（民事介入暴力相談）

毎週月曜日（祝日・休日を除く）午前9時から正午まで
熊本市役所1階「市民相談室」で開設しております。

秘密厳守・無料で、弁護士と専門のスタッフが適切にアドバイスいたします。

◆ お知らせ

賛助会員の皆様へは、12月中旬頃までに別便にて

1. 平成17年版暴力追放カレンダー：2部
2. 平成17年版お知らせポスター（大）（小）
3. 暴力追放ミニのぼり
を送付いたします。

この速報は賛助会員のための情報ですので、ホームページ・機関紙などへの転写、活用はご遠慮ください。